

藤沢市

おくやみ ガイドブック

このたびは、大切な方のご逝去に心からおくやみ申し上げます。

今後の様々な手続きに
少しでもお役に立てることを願っております。

2024年度版



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2024年7月発行

発行：藤沢市

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド



湘南野村綜合法律事務所

この度は、心よりお悔やみ申し上げます。
相続等に関するお手続きにお困りの際は、
どうぞ、お気軽にご相談ください。



遺産分割の進め方、不動産の処分、遺言書の取り扱いなど、
お困りごとは何でもご相談ください。

遺産分割

ご本人が遺言書を作らずお亡くなりになった場合、遺産を分割するために必要となる協議書の作成のご相談をお受けしております。
相続人同士での話し合いによる解決が難しい場合、遺産の状況を確認したい場合など、ご相談ください。

成年後見

ご高齢の方や障がいをお持ちの方の身上監護・財産管理を行う成年後見制度について、ご相談をお受けしております。
相続の際、ご自身では遺産分割の話し合いが難しい方がいらっしゃる場合にも、同制度のご利用をご検討ください。

遺言・遺留分

ご自身が亡くなった場合に備えて、財産の処分の仕方を定める遺言書作成についてご相談をお受けしています。
遺言書が見つかり、その内容が相続人間で著しく不公平な場合など、遺言の内容について確認したい場合にもご相談ください。

代表弁護士
野村 俊介
(神奈川県弁護士会所属)



〔経歴〕

藤沢市出身。2009年弁護士登録。
横浜市、川崎市内法律事務所を経て2016年4月、藤沢市内で湘南野村綜合法律事務所を設立。
神奈川県弁護士会高齢者・障害者の権利に関する委員会 所属
(福)鎌倉市社会福祉協議会法人後見審査会 委員長
寒川町空家等対策協議会 委員

弁護士ドットコムに掲載中

完全個室の相談スペースで、スライパシーを守ります。事務所周辺にはコインパーキングも多くありますので、お車でご来所いただくことも可能です。



〒251-0025 神奈川県藤沢市鶴沼石上1-7-4
MORIビル3階B「藤沢駅」南口徒歩5分



市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人=亡くなった方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である	●世帯主の変更(世帯主変更届)		<input type="checkbox"/>	市民窓口センター 《本庁舎1階》	4
印鑑登録	印鑑登録をしている	●手続き不要(死亡届に基づき廃止)		<input type="checkbox"/>		4
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	マイナンバーカード及び通知カード、 個人番号通知書、 住民基本台帳カードを持っている	●手続き不要		<input type="checkbox"/>		4
年金	国民年金に加入している	国民年金の手続き ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		<input type="checkbox"/>	保険年金課 《本庁舎1階》	5
	厚生年金に加入している	日本年金機構藤沢年金事務所へ直接お問い合わせください(要予約)。				6
	共済組合に加入している	各共済組合へ直接お問い合わせください。				6
	国民年金(第1号期間のみの老齢 基礎年金・障がい基礎年金・遺族 基礎年金)を受給している	●未支給年金の請求		<input type="checkbox"/>	保険年金課 《本庁舎1階》	6
	国民年金・厚生年金を受給している	日本年金機構藤沢年金事務所へ直接お問い合わせください(要予約)。				6
	共済年金を受給している	各共済組合へ直接お問い合わせください。				6
保険	国民健康保険(国保)に加入している	●葬祭費の支給申請 ●国民健康保険被保険者証等(※)の 返還(故人が世帯主だった場合は、 世帯全員分の差し替えが必要) ※令和6年12月2日以降、「資格確認書」 又は「資格情報のお知らせ」になります。		<input type="checkbox"/>	保険年金課 《本庁舎1階》	7
	後期高齢者医療制度に加入している	●葬祭費の支給申請 ●後期高齢者医療被保険者証等(※)の返還 ※令和6年12月2日以降、「資格確認書」 又は「資格情報のお知らせ」になります。		<input type="checkbox"/>		7
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	●介護保険料の精算 ●介護保険被保険者証等の返還		<input type="checkbox"/>	介護保険課 《本庁舎2階》	7
	高額介護サービス費等を受給している	●振込口座の変更		<input type="checkbox"/>		7
在宅福祉 サービス	紙おむつ支給事業を利用している	●配送を中止する		<input type="checkbox"/>	高齢者支援課 《本庁舎2階》	-
	緊急通報システム事業を利用している	●緊急通報装置の撤去・返還		<input type="checkbox"/>	または 在宅福祉サー ビスセンター (☎0466-50- 3524)へ直接 お問い合わせ ください。	-
	寝具乾燥消毒事業を利用している	●配送を中止する		<input type="checkbox"/>		-
	認知症等行方不明SOSネットワー クに登録している	●登録の削除		<input type="checkbox"/>		-
高齢者福祉	福寿医療証を持っている	●資格喪失届(医療証の返還)		<input type="checkbox"/>	障がい者支援課 《本庁舎2階》	7

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人=亡くなった方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
障がい	障がい福祉サービスを利用している (介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援事業、補装具・日常生活用具の給付、通所交通費、住宅改修等)	●サービス廃止の申請		<input type="checkbox"/>	障がい者支援課 《本庁舎2階》	8
	次のいずれかを所有している 身体障がい者手帳、療育手帳、 精神障がい者保健福祉手帳	●各種障がい者手帳の返還届		<input type="checkbox"/>		8
	次のいずれかを受給している 特別障がい者手当、障がい児福祉 手当、経過的福祉手当	●受給資格喪失届		<input type="checkbox"/>		8
	藤沢市障がい者福祉手当を 受給している	●受給資格喪失届		<input type="checkbox"/>		8
	自立支援医療受給者証(精神通院)を 持っている	●受給者証の返還届		<input type="checkbox"/>		8
	障がい者等医療証を持っている	●資格喪失届(医療証の返還)		<input type="checkbox"/>		9
ねたきりの高齢者						
墓地・墓園	市営墓地の使用者である	●墓地の承継の届出		<input type="checkbox"/>	福祉総務課 《本庁舎2階》	9
子ども	児童手当の支給対象児 または受給者である	(支給対象児) ●消滅届または額改定届 (受給者) ●消滅届 ●未支払請求書 ●新受給者での認定請求書		<input type="checkbox"/>	子育て給付課 《本庁舎3階》	9
	児童扶養手当の支給対象児 または受給者である	(支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (受給者) ●受給資格者死亡届 ●未支払手当請求書 ●新受給者での認定請求書		<input type="checkbox"/>		9
	配偶者が亡くなった場合で、児童 (18歳に達した日以降最初の3月31 日まで、もしくは中程度以上の 障がいがある場合は20歳未満まで) を扶養している	●ひとり親家庭相談 ●児童扶養手当認定請求(所得制限あり) ●ひとり親家庭等医療費助成申請 (所得制限あり)		<input type="checkbox"/>		9
	特別児童扶養手当の支給対象児 または受給者である	(支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (受給者) ●喪失届 ●新受給者での認定請求書		<input type="checkbox"/>		10

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人=亡くなった方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
子ども	小児医療証・ひとり親家庭等福祉医療証を持っている	●受給資格等変更届 ●医療証の返還		<input type="checkbox"/>	子育て給付課 《本庁舎3階》	10
	自立支援医療受給者証(育成医療)を持っている	●自立支援医療受給者証(育成医療)の返還		<input type="checkbox"/>		10
	養育医療券を持っている(未熟児養育医療)	●養育医療券の返還		<input type="checkbox"/>		10
	小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている	●受給者証返納届 ●小児慢性特定疾病医療受給者証の返還		<input type="checkbox"/>		10
税金	土地または家屋を所有している	●固定資産に係る現所有者の申告(相続人代表者の指定) ●未登記家屋の名義変更		<input type="checkbox"/>	資産税課 《本庁舎4階》	10
	市税(市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を納めている	●納税に関する手続きや納付 ●相続人代表者の指定 ※資産税課で手続き済みの場合は不要		<input type="checkbox"/>	納税課 《本庁舎4階》	11
	市税の口座振替をしている	●口座振替の停止		<input type="checkbox"/>		
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●廃車・名義変更		<input type="checkbox"/>	税制課 《本庁舎4階》	11
市営住宅	市営住宅に入居している	(すべての方) ①市営住宅入居世帯員異動届(名義人から承継できる場合) ②市営住宅入居承継承認申請(退去の場合) ③市営住宅退去・明渡届(市営住宅の駐車場を明け渡す場合) ④市営住宅駐車場明渡届		<input type="checkbox"/>	住宅政策課 《分庁舎3階》 または 一般社団法人 かながわ土地 建物保全協会	11
森林・樹木	地域森林計画対象民有林を所有している	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出		<input type="checkbox"/>	みどり保全課 《分庁舎6階》	-
	保存樹林・保存樹木・保存生垣に指定されている	●所有者の変更届		<input type="checkbox"/>		
農地	農地を所有している	(相続する方が届出) ●農地法第3条の3第1項の規定による届出		<input type="checkbox"/>	農業委員会 事務局 《分庁舎7階》	11
ペット	犬を飼っている	(飼い主の変更) ●犬の登録事項変更等届		<input type="checkbox"/>	生活衛生課 《保健所4階》	11

市役所での手続き

本人確認書類とは、マイナンバーカード、運転免許証などのことです。

●世帯主である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●世帯主の変更 (世帯主変更届)	<input type="checkbox"/> 世帯全員の国民健康保険被保険者証 (国民健康保険加入者のみ) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	市民窓口センター 各市民センター (石川分館を含む)	—

〈その他注意点等〉残った世帯に15歳以上の世帯員が2人以上いる場合手続きが必要。

●印鑑登録をしている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●手続き不要 (死亡届に基づき廃止 されます)	—	市民窓口センター	—

〈その他注意点等〉亡くなった方の印鑑登録証は破棄していただいて構いません。

●マイナンバーカード及び通知カード、 個人番号通知書、住民基本台帳カードを持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●手続き不要	—	市民窓口センター	—

〈その他注意点等〉マイナンバーカード及び通知カード、個人番号通知書は亡くなった方のマイナンバーを知る書類となるため、一定期間の保管をお願いします。住民基本台帳カードは破棄いただいて構いません。

ご遺族メモ

●国民年金に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●遺族基礎年金の請求	<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 請求者(本人及び子)名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなった方と請求者の関係がわかるもの)または「法定相続情報一覧図の写し」 <input type="checkbox"/> 死亡診断書または死亡届記載事項証明 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票(除票)(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者(本人及び子)の課税証明など※ ※請求者がマイナンバーで手続きする場合は、省略可	保険年金課	請求より5年経過した分は時効により受けられません。
●寡婦年金の請求	<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(婚姻関係・死亡日の確認ができるもの) <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票(除票)(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者の課税証明など※ ※請求者がマイナンバーで手続きする場合は、省略可		死亡日から5年
●死亡一時金の請求	<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなった方と請求者の関係がわかるもの)または「法定相続情報一覧図の写し」 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票(除票)(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄を載せたもの)※ ※請求者がマイナンバーで手続きする場合は、省略可		死亡日の翌日から2年

〈その他注意点等〉 ●遺族基礎年金

- ・請求者は、子のある妻、夫または子
 ※子とは18歳到達年度の末日までにある子、または障がいのある20歳未満の子を指します。
- ・亡くなった方の保険料納付要件があります。
- ・請求者は、生計維持要件と収入要件(年収850万円未満)があります。

●寡婦年金

- ・亡くなった夫の納付済期間と保険料免除期間を合算して10年以上あること、婚姻期間が10年以上継続していること、生計維持されていたこと、妻が65歳未満である(年金を受給していない)こと、妻の年収が850万円未満であること
- ・死亡一時金が受けられる場合は、どちらか有利な方を選択

●死亡一時金

- ・第1号期間中の保険料の納付済期間が36月以上あること、年金を受給していないこと
- ・請求者は亡くなった方と生計を同じくしていた遺族です(優先順位があります)。
- ・遺族基礎年金を受けられるときは請求できません。
- ・寡婦年金が受けられる場合は、どちらか有利な方を選択
- ・別世帯、別住所の場合は、生計維持関係の申立書の添付が必要です。
 ※戸籍謄本は、受給権発生日以降、提出日から6か月以内に交付されたもの
 ※代理人が手続きをする場合、代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

●厚生年金に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
<ul style="list-style-type: none"> ●遺族基礎年金の請求 ●遺族厚生年金の請求 	—	日本年金機構藤沢年金事務所 (☎0466-50-1151)へ直接お問い合わせ ください(要予約)。	

●共済組合に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
各共済組合へ直接お問い合わせください。			

●国民年金(第1号期間のみの老齢基礎年金・障がい基礎年金・遺族基礎年金)を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●未支給年金の請求	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなった方と請求者の関係がわかるもの)または「法定相続情報一覧図の写し」 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票(除票)(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄を載せたもの)※ ※請求者がマイナンバーで手続きする場合は、省略可	保険年金課 各市民センター (石川分館を含む) ※市民センターは 老齢基礎年金のみ 受付	死亡日から5年

〈その他注意点等〉・未支給年金の請求を行わないと振り込まれた年金の返納が生じる場合があります。
 ・請求者は亡くなった方と生計を同じくしていた遺族です(優先順位があります)。
 ・別世帯、別住所の場合は、生計維持関係の申立書の添付が必要です。
 ・提出先は、請求者の住所地の市役所です。
 ※戸籍謄本は、死亡日以降に交付されたもの
 ※代理人が手続きをする場合、代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

●国民年金・厚生年金を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
<ul style="list-style-type: none"> ●未支給年金の請求 ●遺族厚生年金の請求 	—	日本年金機構藤沢年金事務所 (☎0466-50-1151)へ直接お問い合わせ ください(要予約)。	

●共済年金を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
各共済組合へ直接お問い合わせください。			

●国民健康保険(国保)に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
<ul style="list-style-type: none"> ●葬祭費の支給申請 ●国民健康保険被保険者証等の返還(故人が世帯主だった場合は、世帯全員分の差し替えが必要) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証等(兼高齢受給者証) <input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの(通帳等) <input type="checkbox"/> 葬祭等を行った方・故人氏名、葬祭等を行った日がわかるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書など) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 	保険年金課 各市民センター (石川分館を含む)	葬祭等を行った日の翌日から2年

(その他注意点等) 国保加入3か月未満で社会保険本人だった方は葬祭費は国保からは支給されないため、社会保険に確認が必要です。

●後期高齢者医療制度に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
<ul style="list-style-type: none"> ●葬祭費の支給申請 ●後期高齢者医療被保険者証等の返還 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証等 <input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの(通帳等) <input type="checkbox"/> 葬祭等を行った方・故人氏名、葬祭等を行った日がわかるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書など) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込先が喪主名義以外の場合は喪主の印鑑(スタンプ印不可) 	保険年金課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	葬祭等を行った日の翌日から2年

●65歳以上または介護認定を受けている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●介護保険料の精算	※後日郵送する通知にてご確認ください。	介護保険課	—
●介護保険被保険者証等の返還	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証等	介護保険課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●高額介護サービス費等を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●振込口座の変更	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方と届出人の関係が分かる書類(戸籍謄本など)※ ※亡くなった方と届出人が同一世帯だった場合は、省略可 	介護保険課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	振込口座の変更を希望する場合は、速やかにお手続きください。

●福寿医療証を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●資格喪失届(医療証の返還)	<input type="checkbox"/> 福寿医療証	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●障がい福祉サービスを利用している(介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援事業、補装具・日常生活用具の給付、通所交通費、住宅改修等)

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●サービス廃止の申請	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 (通所交通費、グループホーム補助金受給中、住宅改修申請中の場合はさらに次のもの) <input type="checkbox"/> 亡くなった方と届出人の関係がわかる書類等 <input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの(通帳等)	障がい者支援課	速やかに

〈その他注意点等〉状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当課までご確認ください。

●次のいずれかを所有している
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●各種障がい者手帳の返還届	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館 ※18歳未満の方は 子ども家庭課でも 受付します。	—

●次のいずれかを受給している
特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給資格喪失届	<input type="checkbox"/> 配偶者または当該手当における扶養義務者名義の普通預金口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館 ※18歳未満の方は 子ども家庭課でも 受付します。	14日以内

●藤沢市障がい者福祉手当を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給資格喪失届	<input type="checkbox"/> 相続人名義の普通預金口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館 ※18歳未満の方は 子ども家庭課でも 受付します。	—

●自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給者証の返還届	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館 ※18歳未満の方は 子ども家庭課でも 受付します。	—

●障がい者等医療証を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●資格喪失届 (医療証の返還)	<input type="checkbox"/> 障がい者等医療証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●市営墓地の使用者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●墓地の承継の届出	—	福祉総務課	速やかに

●児童手当の支給対象児または受給者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(支給対象児) ●消滅届または額改定届 (受給者) ●消滅届 ●未支払請求書 ●新受給者での 認定請求書	(支給対象児) <input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類 (受給者) ●消滅届 <input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類 ●未支払請求書 <input type="checkbox"/> 対象児童の口座番号がわかるもの ●新受給者での認定請求書 <input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新受給者のマイナンバー、 口座番号がわかるもの	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	亡くなった日の 翌日から15日以内

〈その他注意点等〉状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当課までご確認ください。

●児童扶養手当の支給対象児または受給者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(支給対象児) ●資格喪失届または 額改定届 (受給者) ●受給資格者死亡届 ●未支払手当請求書 ●新受給者での 認定請求書	(支給対象児) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書もしくは窓口 に来る方の本人確認書類 (受給者) ●受給資格者死亡届 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書もしくは窓口 に来る方の本人確認書類 ●未支払手当請求書 <input type="checkbox"/> 対象児童の口座番号がわかるもの ●新受給者での認定請求書 子育て給付課でひとり親相談の際に 必要な書類を説明します。	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館 ※新規認定請求は 子育て給付課のみ	速やかに

〈その他注意点等〉状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当課までご確認ください。

●配偶者が亡くなった場合で、児童(18歳に達した日以降最初の3月31日まで、もしくは中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)を扶養している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●ひとり親家庭相談 ●児童扶養手当認定請求 (所得制限あり) ●ひとり親家庭等 医療費助成申請 (所得制限あり)	ひとり親家庭相談の際に児童扶養手当 及びひとり親家庭等医療費助成申請に 必要な書類を説明します。	子育て給付課	速やかに

〈その他注意点等〉遺族年金の受給状況によって、児童扶養手当の受給可否が変わりますので、事前に遺族年金を受給できるかどうかご確認ください。

●特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (受給者) ●喪失届 ●新受給者での認定請求書	(支給対象児) <input type="checkbox"/> 受給者証、窓口に来る方の本人確認書類 (受給者) ●喪失届 <input type="checkbox"/> 受給者証、窓口に来る方の本人確認書類 ●新受給者での認定請求書 子育て給付課で必要な書類について説明をします。	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	速やかに

〈その他注意点等〉状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当課までご確認ください。

●小児医療証・ひとり親家庭等福祉医療証を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給資格等変更届 ●医療証の返還	<input type="checkbox"/> 小児医療証またはひとり親家庭等福祉医療証	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●自立支援医療受給者証(育成医療)を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●自立支援医療受給者証(育成医療)の返還	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(育成医療)	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●養育医療券を持っている(未熟児養育医療)

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●養育医療券の返還	<input type="checkbox"/> 養育医療券	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給者証返納届 ●小児慢性特定疾病医療受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証	子育て給付課 平塚保健福祉事務所	—

〈その他注意点等〉還付請求がある場合は、医療機関等の領収書と小児慢性特定疾病医療費請求書をご提出ください。

●土地または家屋を所有している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●固定資産に係る現所有者の申告(相続人代表者の指定)	<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類(遺産分割協議書、遺言書、法定相続情報一覧図、相続人と被相続人の戸籍全部事項証明書等) ※コピー可	資産税課	現所有者(相続人)であることを知った日の翌日から3か月以内
●未登記家屋の名義変更	<input type="checkbox"/> 未登記家屋の名義変更に関する申出書 <input type="checkbox"/> 相続人や相続内容がわかる書類(遺産分割協議書等) ※その他必要となる資料がありますので、詳しくはお問い合わせください。		—

●市税(市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を納めている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●納税に関する手続きや納付	納税課へお問い合わせください。	納税課	納税課へお問い合わせください。
●相続人代表者の指定	<input type="checkbox"/> 申述受理書(相続放棄の場合)		速やかに
●口座振替の停止	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 (電話でのお手続きも可能です)		速やかに

〈その他注意点等〉※相続人代表者の指定手続きは、土地または家屋を所有している場合、市県民税分についても資産税課にて一括して受付します。

●原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●廃車・名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ●廃車 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 所有者の死亡及び相続関係が証明できる書面(戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 ●名義変更 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 所有者の死亡及び相続関係が証明できる書面(戸籍謄本等) 	税制課 長後市民センター 明治市民センター 遠藤市民センター 湘南大庭市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ●廃車 廃棄等した日から30日以内 ●名義変更 譲渡した日から15日以内

〈その他注意点等〉軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の名義人に課されるため、年度末に廃棄・譲渡等をした場合は、上記の手続き期限によらず、3月末までにお手続きください。

●市営住宅に入居している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(すべての方) ①市営住宅入居世帯員異動届 (名義人から承継できる場合) ②市営住宅入居承継承認申請 (退去の場合) ③市営住宅退去・明渡届 (市営住宅の駐車場を明け渡す場合) ④市営住宅駐車場明渡届	①②亡くなったことを確認するための書類(住民票(除票)、戸籍謄本等)	一般社団法人 かながわ土地建物 保全協会 ☎0466-43-7732 (指定管理者)	①事実発生日から15日以内 ②承継の理由となる事実発生日から30日以内 ③退去をしようとする日の15日前まで ④明け渡しをしようとする日の15日前まで

〈その他注意点等〉承継できるのは原則配偶者のみです。承継できない場合は退去の手続きとなります。

●農地を所有している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●農地法第3条の3第1項の規定による届出	農地法第3条の3第1項の規定による届出書、農地の権利を取得したことがわかる書類の写し(全部事項証明書、遺産分割協議書等)	農業委員会事務局	農地についての権利取得を知った日からおおむね10か月以内

〈その他注意点等〉農地を相続する方の届出になります。

●犬を飼っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(飼い主の変更) ●犬の登録事項変更等届	—	生活衛生課	事実発生日から30日以内

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など	
市役所以外での手続き	運転免許証	返納		<input type="checkbox"/>	藤沢警察署 藤沢市本鵠沼4-1-8 ☎0466-24-0110 藤沢北警察署 藤沢市円行2-5-1 ☎0466-45-0110	
	軽二輪車、 二輪の小型自動車	名義変更・廃車等		<input type="checkbox"/>	湘南自動車検査登録事務所 平塚市東豊田字道下369-10 ☎050-5540-2038	
	三輪及び四輪の 軽自動車	名義変更・廃車等		<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 神奈川事務所湘南支所 平塚市東豊田字道下369-13 ☎050-3816-3119	
	普通自動車	税金に関する手続き (重量税を除く)			<input type="checkbox"/>	自動車税管理事務所 湘南駐在事務所 平塚市東豊田字道下369-12 ☎0463-54-2011
		名義変更・廃車等			<input type="checkbox"/>	湘南自動車検査登録事務所 平塚市東豊田字道下369-10 ☎050-5540-2038
	国税	相続税・所得税・消費税申告等		<input type="checkbox"/>	藤沢税務署 藤沢市朝日町1-11 ☎0466-22-2141	
	年金	年金に関する手続き		<input type="checkbox"/>	藤沢年金事務所 藤沢市藤沢1018 ☎0466-50-1151	
	不動産登記	土地・家屋等所有者の 相続登記等		<input type="checkbox"/>	横浜地方法務局 湘南支局 藤沢市辻堂神台2-2-3 ☎0466-35-4620	
	遺言書	検認・開封		<input type="checkbox"/>	横浜家庭裁判所 横浜市中区寿町1-2 ☎045-345-3463	
	パスポート	返納		<input type="checkbox"/>	湘南パスポートセンター 藤沢市辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南3階 ☎0466-31-2300	
	雇用保険の失業等給付	未支給失業等給付の手続き		<input type="checkbox"/>	ハローワーク藤沢 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎1・2階 ☎0466-23-8609	
	生命保険	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入していた生命保険会社または代理店	
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関 等	
	株式等	名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 等	
	国債	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の郵便局	
	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社	
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社	
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所	
	上下水道	水道の使用休止・名義変更、 振替口座や支払方法の変更		<input type="checkbox"/>	神奈川県営水道お客さまコールセンター ナビダイヤル ☎0570-00-5959 藤沢水道営業所 藤沢市鵠沼石上2-6-1 ☎0466-27-1211	
インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社		
NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003		
ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社		

空家を相続される方へのご案内

こんな相談のときは	聞きたいこと・頼みたいこと	問い合わせ先
① 不動産を相続することになったけど、どんな手続きが必要になるのか	不動産を相続したとき、いつまでに、どんな手続きをしなければいけないのか。	神奈川県司法書士会 ☎045-641-1372 神奈川県行政書士会湘南支部 ☎0466-53-7835
② 不動産の相続を放棄したい	突然、知らない不動産の相続人と言われたが、管理もできないので、相続を放棄したい。	
③ 空家を売りたい、貸したい、建て替えたい	相続した空家を売却したい。一定期間を定めて空家を貸したい。建物を建て替えたい。	神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部 ☎0466-25-4043 全日本不動産協会 神奈川県本部湘南支部 ☎0466-28-1445
④ 空家を解体したい、修繕したい	空家を解体したい。空家を修繕して使えるようにしたい。	一般社団法人藤沢市建設業協会 ☎0466-27-3341
⑤ 家の中にある家財を整理し、片付けたい	相続した家の中に残された遺品・家財を片付けたい。	一般社団法人家財整理相談窓口 ☎03-5287-4387
⑥ 相続した空家の土地の境界が分からない	どこまでが相続した空家の土地なのか境界が分からない。	神奈川県土地家屋調査士会 ☎045-312-1177
⑦ 空家に関する税金について知りたい	空家を相続すると、どんな税金がかかるのか。税額はどれくらいなのか。	東京地方税理士会藤沢支部 ☎0466-26-3887
⑧ 空家の管理・草取りを頼みたい	遠くに住んでいるため空家が管理できない。管理してくれるところを知りたい。敷地内の除草、低木の剪定をしてほしい。	藤沢市シルバー人材センター ☎0466-27-1100
⑨ 樹木の伐採を頼みたい	高木、道路にはみ出した樹木など、自分ではできない危険を伴う伐採作業などを頼みたい。	藤沢市緑化事業協同組合 ☎0466-55-1811
⑩ 空家を地域で利用してもらいたい	相続した空家を地域活動で利用してほしい。使わなくなった住宅を地域の役に立ててほしい。	藤沢市役所 住宅政策課 ☎0466-50-3541
⑪ 空家のことで、何をどうしたらよいか分からない	空家を相続することになりそうだが、今後、何をどうしたらよいか。	藤沢市役所 住宅政策課 ☎0466-50-3541

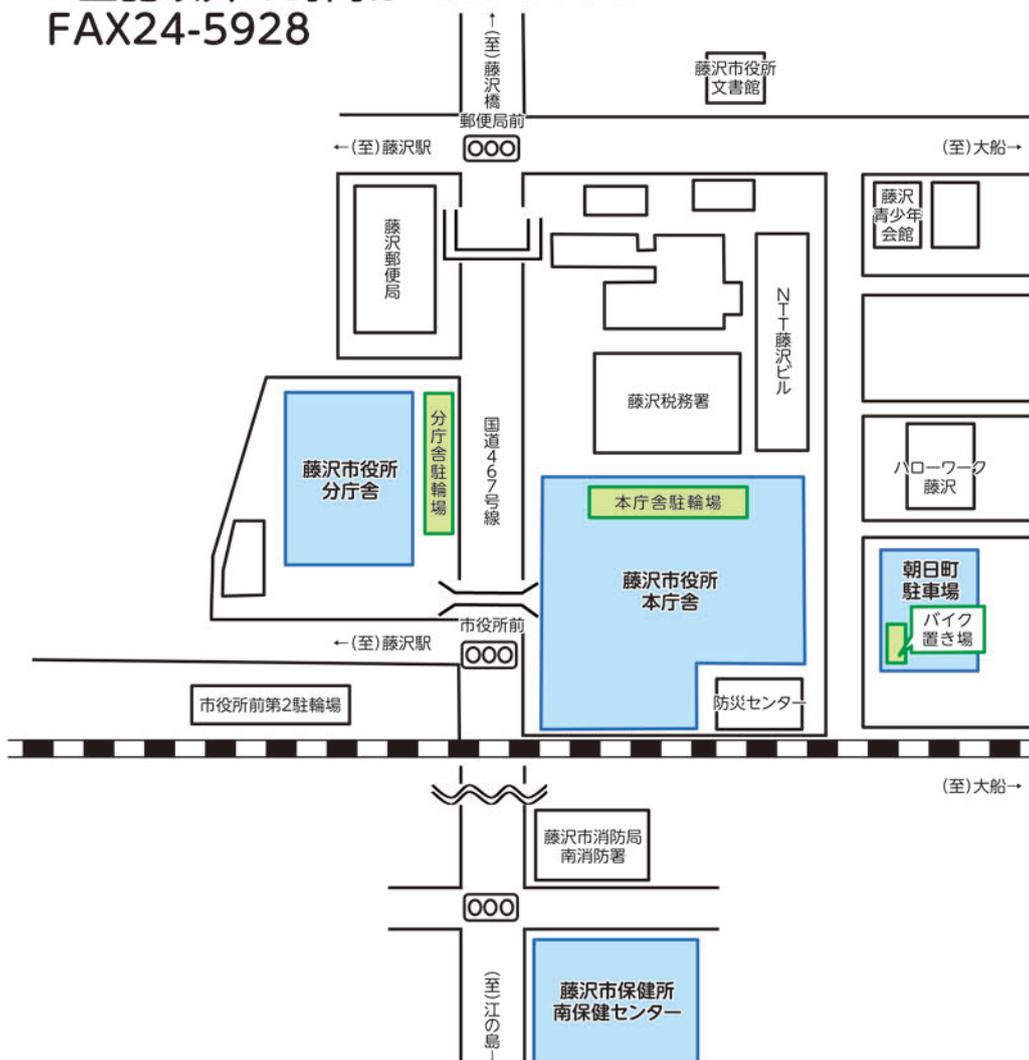
藤沢市役所案内図 (令和6年4月現在)

所在地 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

開庁日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

開庁時間 午前8時30分～午後5時(正午～午後1時は窓口業務のみ)

連絡先 (藤沢市コンタクトセンター)
☎25-1111(受付日時:午前8時～午後9時、年中無休)
※職員(各課等)への電話の取り次ぎは、市役所開庁日の
午前8時30分～午後5時15分まで
<上記以外の時間は☎25-1114>
FAX24-5928



令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化(*)されました!

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

新制度について詳しくは、二次元コードか「法務省 所有者不明」で検索!



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



各専門家と連携し、すべての相続手続きを ワンストップで承ります

相続の手続きは、平日に手続きすることの多いうえ、相続税の申告までの期限は相続発生日から10ヶ月です。日数や時間の制約等、負担の多い相続手続きはすべて中尾一英税理士事務所にお任せください。

相続に関する主な手続き

- 戸籍の収集
- 金融機関の手続き
- 財産目録の作成
- 不動産の名義変更
- 遺産分割協議書の作成
- 相続税の申告 など



コストを節約

財産を大切にお守りするには
手続きに関わる費用も重要です
**小さな事務所だからこそできる
低価格**なご予算で対応致します

相談・見積無料

初回相談料は一切かかりません
不安なことや些細な
ことでもお電話ください

中尾一英税理士事務所

通話料無料

☎0800-800-2850

✉ info@nakaotax.com

藤沢市遠藤 847-7



元銀行員 税理士です

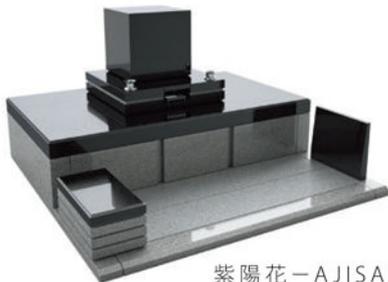


いい墓、つくろう。

鎌倉 墓石

KAMAKURA B●SEKI

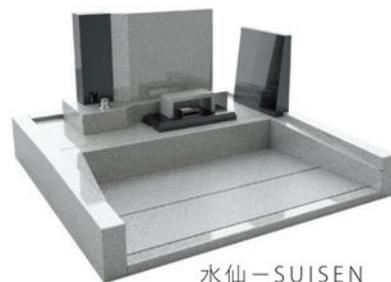
鎌倉墓石は、創業400年の歴史をもつ石材店「石長」から生まれたブランドです。石長は、古都鎌倉を拠点として歴史的建造物の工事、著名人のお墓づくりなどに携わってきました。近年では墓石小売店初のグッドデザイン賞を受賞しています。



紫陽花-AJISAI



菖蒲-AYAME



水仙-SUISEN

藤沢市内のおすすめ墓所

※詳しい資料をご希望の方は、下記までお電話ください



【湘南ふじみ霊園】

湘南エリアで希少な樹木葬を備えた霊園



【藤沢市営 大庭台墓園】

藤沢市民の憩いの公園墓地

役立つ「終活ブックセット」プレゼント



右記までお電話いただき、簡単なアンケートにお答えの上、終活ブックセット希望とお伝えください。

0120-09-1482

〈受付時間〉
9:00~18:00
定休日:火曜日

株式会社 石長 〒248-0006 神奈川県鎌倉市小町2-14-8



相続された不動産
三井のリハウスへご相談ください

相続において発生する問題の中で、
最も多いのが、不動産についてだと
言われています。

「思い出の家を売却したいので、

出来ればいい人を買ってもらいたい」

「少しでも早く適正価格で売却し安心したい」

「相続登記が義務化されたと聞いたのですが、

相続登記の流れや進め方を知りたい」

「相続した実家が空家となり、

ご近所に迷惑がかかるかもしれない」

私たちはそういった質問やご要望に対し、

お客様がご満足いただけるよう

プロの目線でアドバイスをいたします。

不動産の相続について
お悩みやご要望をぜひ
ご相談ください。



三井のリハウス

三井のリハウス
藤沢センター

〒251-0055 藤沢市南藤沢3-12
クリオ藤沢駅前 4F

フリーコール

0120-399-031

営業時間 10:00~18:00 定休日 毎週火曜日・水曜日

この度は心よりお悔み申し上げます

司法書士が皆様の**相続**にまつわる
お悩み解決をお手伝いします

ひなた司法書士事務所



私たちは、皆様の法的な問題やお悩みに寄り添う「かかりつけ医のような司法書士事務所」を目指して、手続きや進め方などをわかりやすくご説明いたします。

藤沢駅より徒歩5分
藤沢市役所より徒歩10分
外出・手続きの
ついでに
立ち寄りやすい♪

相談
無料

見積
無料



私たちにお任せください!

不動産の相続登記

2024年
4月1日から
義務化!

亡くなった人が不動産を所有していた場合、不動産の名義変更が必要です。不動産を相続したことを知ったときから3年以内に登記しなければ、10万円以下の過料の対象となります。(過去の相続分も対象)

預貯金の相続

「多数の銀行口座があり手続きが大変。」「平日銀行に行く時間がない。」「手続きが大変そうなのですべて任せたい。」など、まずはお気軽にご相談ください。司法書士が預金の払い戻し手続きや、それぞれの相続人への分配などもお手伝いさせていただきます。

遺産分割協議

「自宅は妻が相続する。預金は妻と長男と長女で3等分する。」など、相続人の中で遺産の分け方が決まったら、合意内容をまとめた遺産分割協議書を司法書士が作成いたします。作成した遺産分割協議書は不動産の名義変更や預金の相続手続きで使用します。

相続税についても必要に応じて税理士をご紹介します、連携してサポートいたします。法的な問題やお悩みは、些細なことでもお気軽に当事務所へご相談ください。

TEL 0466-29-0308

営業時間 平日9時～17時・土曜日9時～11時(土曜日は予約面談のみ) 定休日 日曜日・祝日

司法書士が外出、ご相談対応中のことがありますので、事前のご予約をお願いします。営業時間外の予約についてもお気軽にご相談ください。



ひなた司法書士事務所



提携駐車場あり

お車でお越しの際には、**湘南パーキング(藤沢市藤沢517-2)**をご利用ください(1時間まで無料)。

ホームページはこちら



～所持資格・所属会～

- 神奈川県司法書士会 会員登録番号 第1407号
- 簡裁訴訟代理関係業務の認定番号 第601504号
- 社団法人成年後見センター・リーガルサポート会員 会員番号 第3206145号
- 一般社団法人家族信託普及協会 家族信託専門士

〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢976番地の2 秀明ビル5階

ご相談・
お問合せは
こちらから
どうぞ





不動産相続に関するお悩みは 不動産コンサルタント

にお任せ!

不動産相続のお悩み解決のためには、幅広い知識が必要です!



たくさんの選択肢から、お客様の最善を導きだします!

不動産の専門家としての知識や経験を生かし、公平かつ客観的な立場で、

「幸せ相続計画」をサポート!

相続を争族にしない・相続の度に資産を減らさないアドバイスをいたします!

サポート
その
1

相続発生前の対策

- 現状分析
- 改善案提案
- 家族信託
- 遺言
- 資産の組換え など

「お客様の資産を相続で減らさない」をモットーに、相続発生時に揉めないための事前対策を行います。

サポート
その
2

相続発生時の実行支援

- 遺産分割
- 相続登記
- 納税資金捻出のための不動産売却 など

相続された方の複雑な不動産相続について、「円滑な相続後の手続き」となるよう支援いたします。

専門資格者でなければ行うことが出来ない業務が含まれる場合は、資格者へ依頼、または提携して解決を図ります。

まずはお気軽にお問い合わせください。

株式会社湘南財産パートナーズ

代表取締役: 加瀬 義明

神奈川県茅ヶ崎市出身

【資格等】・公認不動産コンサルティングマスター相続対策専門士・公認不動産経営管理士(CPM®)・公認不動産投資顧問(CCIM)・1級ファイナンシャル・プランニング技能士・ファイナンシャルプランナー(CFP®)・宅地建物取引士・相続対策コンサルタント・マンション管理士・賃貸不動産経営管理士・既存住宅アドバイザー・家族信託コーディネーター・2級建築施工管理技士・米国不動産投資マスター 等々

初回相談
90分無料

予約制

出張相談・
オンライン相談も
対応できます。

株式会社湘南財産パートナーズ

TEL.0466-90-3891

免許番号: 神奈川県知事免許(3)第28251号

所属団体: (公社)神奈川県宅地建物取引業協会、(一社)IREM JAPAN、(一社)CCIM JAPAN、NPO湘南不動産コンサルティング協会

〒251-0025

神奈川県藤沢市鵠沼石上2-5-1-3階

営業時間 10:00~18:00 休業日 水曜日・日曜日

FAX.0466-90-3892 <https://www.shonanzaisan.net/>



宗旨宗派不問

湘南ふじみ霊園 × Bellmore

湘南ベルマール オフィシャルパートナー

SHONAN FUJIMI CEMETERY

湘南ふじみ霊園

— 全区画永代供養付き —



資料請求は
コチラから



霊園紹介動画は
コチラから



愛するペットと
ともに眠れる



永代供養
樹木墓地

樹木墓地「芝桜」

芝桜咲き誇るハイグレードな新区画、好評販売中。

樹木墓地「こもれび」

将来無縁になっても、お墓とご遺骨は永遠に残ります。

管理料不要 / 永代供養

管理料不要 / 永代供養

永代使用料

77.12万円から

将来無縁になっても、
お墓とご遺骨は永遠に残ります。

- ご家族ペットといつまでもご一緒に眠れます。
- お参りする方がいなくなっても**合祀されず**
毎年合同供養いたします。

永代使用料

19.7万円から

- ご家族といつまでも一緒に眠れます。
- お参りする方がいなくなっても**合祀されず**
毎年合同供養いたします。



平面タイプ



サークルタイプ



【湘南ふじみ霊園概要】●所在地／神奈川県藤沢市西富610-3 ●経営・管理／宗教法人月光寺 ●許可番号／平28環第5651号 ●総面積／25,232.72㎡ ●総区画数／3,425区画 ●施設・設備／管理事務所、休憩所、水道施設、トイレ、永代供養塔、法要室、会食室、駐車場、エレベーター ※現地管理事務所には係員が常駐しておりますので、お気軽にご相談ください。



こんなお困りごとは ありませんか??

- 相続が発生したが
どこから手をつけて良いのか分からない
- 親が亡くなったので不動産の名義変更がしたい
- 銀行預金を相続したいが
どうしたらいいのか分からない
- 相続に必要な手続きをすべて行ってほしい
- 借金を相続したくない
- 誰が相続人が分からない
- 未成年や認知症の相続人がいる

～私たちが大切にしているポイント～

当事務所に依頼いただくと、『速やかに手続きが完了する』『正確で誤りがない』『戸籍の記載を読み取り、複雑な親族関係の把握が可能』『必要に応じて各役所にて戸籍や住民票の代理取得が可能』などのメリットがあります。ご費用につきましても、明確かつリーズナブルであることを心がけ、ご納得の上でご依頼いただけるよう心がけております。



**ご相続に関する
お悩みがございましたら
どんなことでも
まずはご相談ください**

司法書士法人シーガル法務事務所では
充実の実績とノウハウで誠心誠意サポート致します

お任せ
ください

- 戸籍収集
- 相続財産調査
- 預貯金相続
- 相続放棄
- 相続人調査
- 遺産分割協議
- 不動産名義変更
- 遺言書 など

2010年に事務所を開設して以来、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、鎌倉市など湘南エリアを中心に、地域密着の法律家として、身の回りの法律問題の解決などをお手伝いさせていただいております。



司法書士 **池田 将史**

神奈川県司法書士会湘南支部所属 登録番号1575号
簡裁訴訟代理関係業務認定会員 認定番号701019号
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート会員
一般社団法人家族信託普及協会 家族信託専門士

① 無料相談

初回の相談は無料です。60分間じっくりとお困りごとをお話し頂けます。

② 地域密着でご奉仕

地域密着を理念に地元のみならずのお役に立つことを目標としています。フットワークを重視し、スピーディーな処理を心掛けています。

③ ワンストップ対応

弁護士、税理士、測量士、FP、不動産鑑定士、保険コンサルタントなど、様々な専門家とのネットワークを駆使して、ご相談に対応します。

さまざまな問題に寄り添い一緒に解決していきます <完全予約制 / 土日も面談可 / 秘密厳守>

司法書士法人 シーガル法務事務所

<代表> 司法書士 池田 将史

完全予約制 **0120-952-061**

【受付時間】9:00～18:00 / 土日祝休 【電話】0466-97-1196

地域密着の“法律家”がサポート



【所在地】藤沢市辻堂1-3-13 江戸惣ビル5階

相続・遺言・遺産整理・家族信託



<https://seagull-office.com>
総合サイト

借金を相続したくない方



<https://shonanhouki.com>
湘南相続放棄相談センター

どうすれば
良いの？

相続した家や土地、
遺品整理など



このようなお悩みは私たち

阿賀野商事にお任せください!

お悩み事の解決へ、お手伝いします!

解体

当社では分別解体することで大部分の廃材はリサイクル可能となり環境保護・コスト削減に貢献しております。



遺品整理・清掃



買取 有価物の買取

時代家具、着物、骨とう品など



阿賀野商事の強み

相談・見積 **無料**

責任ある仕事をします!

安心してお任せいただける「許可業者」です

古物商 (神奈川県公安委員会 第 452680000148 号)
産業廃棄物収集運搬業許可 (神奈川県 1403035844)

お客様の立場に立った

スピーディーで丁寧な対応

環境に配慮した解体を
お約束します

まずはお気軽にご相談ください。お客様にあったご提案をいたします。

株式会社阿賀野商事 ☎ **0463-55-4776**

FAX 0463-55-4750 E-mail info@e-agano.com 〒254-0019 神奈川県平塚市西真土3-21-21

一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。

HPはこちら▼





墓地や霊園のことならどんなことでもご相談ください。

公益財団法人 湘南公良豊が管理する 湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園

お墓って
どうすれば良いの？

昨今、事前にお墓の
ご相談をする方が
増えています。

よく寄せられる
ご相談内容



- ・初めてのお墓って何から手を付ければ良いの？
- ・お墓をまとめることはできますか？
- ・放置したままのお墓をどうにかしたいのですが…
- ・次の世代に迷惑をかけない方法は？
- ・お墓を移転したいです
- ・どのくらい費用がかかるか知りたい

大切なご家族が亡くなられて、慌しい日々の中、考える時間が取れない方、また、めったに経験する事ではないので何から手を付けていいかわからない方など、お墓でお悩みの方は多くいらっしゃいます。
誰もが行き当てるお墓の悩みだけでなく、時代とともに変化するお墓の悩みにも、弊社はひとつひとつに寄り添いながら最適なご提案をいたします。

一般墓、永代供養墓、樹木葬、相続についての相談も承っております。

提携士業もあり
幅広い対応が可能！



平地に設計されたバリアフリー設計

霊峰富士を望む荘厳な聖地
湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園の魅力

開放感ある自然豊かなロケーション

富士山も見え、陽当たり良好

大型礼拝堂は、お参りや法要に対応可能

様々な区画をご準備
(普通墓地、芝生墓地、ゆとり墓所など)



SHONAN CLUB FOUNDATION
公益財団法人 湘南公良豊

運営 | 公益財団法人 湘南公良豊 湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園
〒253-0081 神奈川県茅ヶ崎市下寺尾542(受付時間: 9:00~16:00 開門時間: 8:30~16:30)

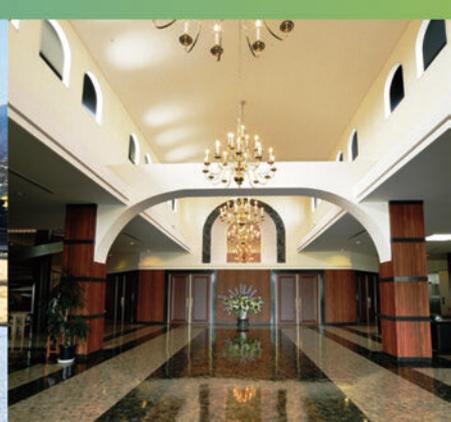
どうぞお気軽にご相談ください。

石材店販売事務所 ☎0120-17-8460

[営業] 茅ヶ崎霊園: 神奈川県指令生衛第414号

[許可番号] 茅ヶ崎第二霊園: 茅ヶ崎市保健所指令 第296-2号

宗旨宗派不問



相続 遺言 空き家対策

相続人調査 遺品整理 お墓

相続のこと・・・

ちょっとしたことから専門的なことまで



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンターとは・・・

相続サポートセンターは、「相続で苦労しない」、「相続で不幸にならない」、「相続で家族の絆を壊さない」を理念に、円満な相続の実現を目指す専門家集団です。コーディネーターがお客様に寄り添い「ちょっとしたことから専門的なことまで」サポートいたします。※各専門業務に関しましては提携の国家資格者や専門家がお手続きいたします。

無料相談受付中

フリーダイヤル



0120-534-101

ゴー サポートイチバン

【受付時間 / 9:00 ~ 18:00 定休日 / 日曜日・祝日】

相続サポートセンター 大和本店

〒242-0016 神奈川県大和市
大和南1-7-11 1F
TEL 046-240-7724

大和駅より 徒歩 4分

ご相談サロン 横浜

神奈川県横浜市
西区北幸 1-11-1
水信ビル 7F
〈横浜アントレサロン〉

横浜駅 徒歩 4分

ご相談サロン 新宿

東京都新宿区
西新宿 7-4-4
武蔵ビル 5F
〈HAPON 新宿〉

新宿駅 徒歩 6分

ご相談サロン 平塚

神奈川県平塚市
紅谷町 8-16
サニープラザ平塚 3F
〈ビズコンフォート〉

平塚駅 徒歩 1分

ご相談サロン 八王子

東京都八王子市
東町 10-3
WADAビル 3F

八王子駅 徒歩 5分